



診療だより ～医療保険の種類と福祉医療制度～

平成 26 年 3 月

<医療保険の種類>

医療保険には職業や年齢などによっていろいろな種類があり、運営する「保険者」という主体も、国や市町村、民間団体などさまざまです。

- 健康保険組合
 - 全国健康保険協会 常時 5 人以上の従業員がいる事業所が対象
 - 組管掌健康保険 700 人以上の従業員および同業種の企業が対象
 - 日雇特例保険者の保険 日雇労働者が対象

- 共済組合
 - 国家公務員共済組合 国家公務員が対象
 - 地方公務員共済組合 地方公務員が対象
 - 私立学校教員共済組合 私立学校教職員が対象

船員保険 船員が対象

国民健康保険 自営業者等が対象

後期高齢者医療保険 75 歳以上および 65 歳～74 歳で一定の障害状態にある人が対象

<福祉医療制度>

福祉医療制度とは、医療費の（保険診療）のうち、自己負担しなければならない費用を市町村が負担・助成する制度です。

●常滑市における福祉医療の種類

- ・子ども医療費受給者証 (子)

※H24.10 から小学 4 年生から中学 3 年生までの通院医療費の 3 分の 2 が助成されております。

- ・母子家庭医療費受給者証 (母)

- ・障害者医療費受給者証 (障)

- ・後期高齢者福祉受給者証 (福)

該当の方は申請が必要です。

詳しくは常滑市の保険年金課までお問い合わせください。

